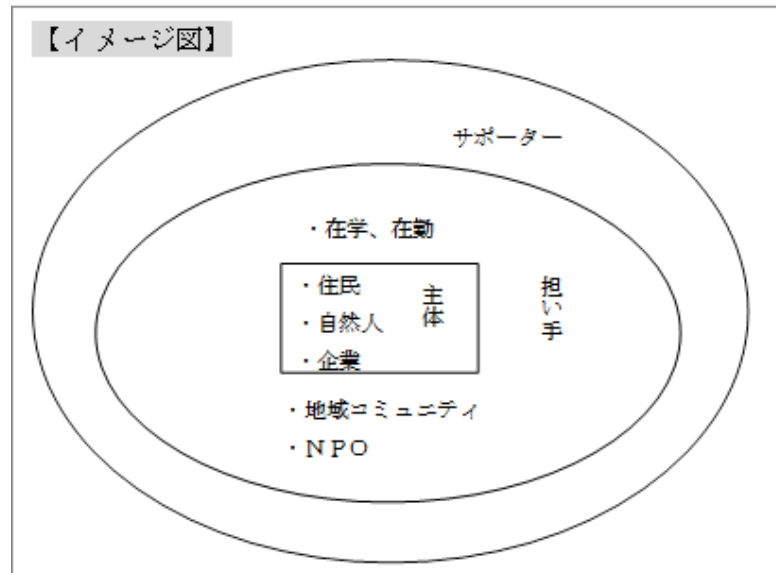


はじめの一. 五歩案	作業グループ会議委員案及び意見 ※市民会議での議論・意見等	市民会議 素案
<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 焼津市で自治基本条例をつくる目的 ～この条例を何のためにつくるのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治の原点                     <p>自治の原点は、市民がお互い尊重し合い、力を合わせ、自分たちで安心して暮らせる地域社会をつくることです。焼津市の自治基本条例を考えるにあたり、改めて、以下のようなことが問われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人は一人では生きていけないから、様々な人のつながりのある社会を創っていく</li> <li>・自分たちのまちの身近な課題は、まずは自分たちで解決する</li> <li>・自分たちのまちのことは、自分たちで決め、みんなで決めたことに責任を持つ</li> </ul> </li> <li>●自治基本条例の必要性が高まった時代背景                     <p>全国では、この約 10 年で 200 以上の自治体が自治基本条例がつけられています。今なぜ、焼津市でこの条例の必要性が高まってきたのか、以下の時代背景が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背景①：地方分権                             <p>～以前の国や県の下請けのような仕組みが変わり、それぞれの自治体の力量や創意工夫が試されるようになった。それならば、焼津市に合ったよりよい自治のあり方を自分たちで考え、自分たちで進めていきたい。</p> </li> <li>・背景②：人口減少と少子高齢化                             <p>～今後、急激に人口が減り、少子化・高齢化が進んでいく。すると、市税収入は減少する一方で社会保障費は増加し、市の財政は苦しくなっていく。そういう中でも豊かさを感じ、幸せに暮らせる焼津市を、子や孫の世代に引きついでいきたい。</p> </li> <li>・背景③：東日本大震災                             <p>～震災は様々なことを考えさせてくれた。焼津市でも様々な災害への不安があるが、安心して住み続けられるまち、もし大災害があっても被害を最小限にできるまちにしていきたい。</p> </li> </ul> </li> <li>●焼津市での市民参加による自治基本条例の検討の始まり                     <p>これらのことから、<u>焼津市に関わる人々が、自分たちで次の時代を切り拓いていくための共通のルール</u>について、市民参加により考えることになり、現在の取り組みがあります。</p> </li> </ul>	<p>【この条例の記述の程度・範囲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に考え方を書くことによって、行政の行動が変わっていく</li> <li>・みんなで考えることができるようにすることが大切</li> <li>・あまり細かく行動を規定すると市民も窮屈</li> <li>・P I の意見等を踏まえて、それをどういう風にかくかということ</li> <li>・細かいことを直接書くのではなく、それを積み上げて考え方を書く</li> </ul> <p>↓</p> <p>今まで積み上げたもの（P I 意見や市民会議の検討）を踏まえて、それらを実現する考え方やルール等を書く</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 焼津市で自治基本条例をつくる目的 ～この条例を何のためにつくるのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見集にある意見はだいたい方向性が近く、行政に頼らず市民一人ひとりが責任を担い合い積極的に参加するということで共有。</li> <li>・この条例がなかったら何が困るか？今までは誰がまちづくりを進めるかということがどこにもなかったので規定するということや、<u>まちづくりに無関心な人を少なくして</u>ために必要。</li> <li>・そもそも、市民が協力し合っているまちづくりをしていこうというのが前提にあり、そのルールの自治基本条例をつくっていこうというのが一番の要点にあるので、それは前文に入れた方がいい。</li> <li>・背景として地方分権が進んでいて、人口減少も進み税収が減っているということもあるが、一方で精神的な拡張につながる項目を追加したい。今、<u>住民同士のつながり</u>が希薄化しているの、今後つなげていこうという意見。</li> <li>・行政からではなく住民からみた制度とか、市民憲章を守るための制度という意見。また、理解してもらうために目的を書くということではなく、目的は目的として書けば良い。4 ページの一番上の市民憲章と条例策定に関わる基本方針にうたわれている内容を盛り込む、というところが一番まとまっているのではないか。「魅力あるまち」をもう少し具体的に書いたり。最後の「基本的なルールを定めた自治基本条例を策定します」というと、また「だからなぜ？」という疑問が出てきそうという意見もあった。「意見欄」の中でいい意見だということになったのは、2 ページ最初の「自らの安心安全と福祉を充実」の部分の特に強調したいとか、2 ページの下から 2 番目の意見を盛り込むといい。</li> <li>・「自分が市民活動を始めたとき、市役所で…『このおじさん何が言いたいのか…』」（3 ページ 8 番目）という感じだったというのは私も同じような経験をしたことがあった。市民の責任をもった意見が受け入れられるような仕組みを目的に。</li> </ul>	<p>市民会議 素案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民がそのまま読んでおむね理解できる文章の書き方・内容を目指す。</li> <li>・わかりやすいようにあえて箇条書き。法律用語(表現)は極力避ける。</li> <li>・補足説明(解説)は最低限で済むように、内容についてこれからもしっかり議論し、つくり込むという意味でも、置き換えがまったく不可能な用語を除き、行政・法律用語は避ける。</li> <li>・箇条書きの方が市民も意見を言いやすい。</li> <li>・副読本を書く感覚で。</li> <li>・ただし、行政が「条例」にする時に、乖離しないようにしたい。</li> </ul> <p>前文 (後日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる「前文」の案はいらないと思うが、例えば第2期PIの集まりで最初に話すようなことを冒頭に書く必要がある。</li> <li>・この素案はどのようなもので、そこに私たちのどんな思いを込めているかなど。</li> </ul> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>(焼津市で自治基本条例をつくる目的)</p> <p>私たちは、以下のような目的を果たすために、この条例をつくる必要があると考えました。</p> <p>(1) 焼津市の自治の基本的な考え方と進め方を焼津市の<u>まちづくりの制度的な基礎として明文化し、みんなで共有すること。</u></p> <p>(2) <u>市民一人ひとりがまちのことを自分のことと考え、人と人がつながり、協力し合う安心で活気ある地域社会をつくっていくこと。</u></p> <p>(3) <u>市民が議会、市に市政を任せきりにするのではなく、三者が焼津市の共同経営者としてお互いの持ち味を発揮し合うこと。</u></p> <p>(4) <u>これらのこと〔(2)と(3)〕を実現できる制度や仕組みなどの環境づくりと実践の積み重ね(＝実質的な保障)により、焼津市が将来にわたり幸せに暮らし続けられるまちにしていくこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民」の捉え方を、【イメージ図】の考え方とするならば、自治や市政、まちづくりへの関わり方(権利性(権能)・責務性)の仕分けのために、「自治[まちづくり]の主体」と「自治[まちづくり]の担い手」などを定義する(関係主体のグルーピング、主語の一括化)という手はあるが、現状、この案の中でそれを区分すべき項目がないので、とりあえず、「市民」一つにまとめた。</li> <li>・「まちづくり」という言葉自体、とらえ方も多様であると考えられるため、その説明が必要ではないか。 (例) 地域において、市民(事業者)、議会、市が当事者として、地域社会の課題、市民の暮らしの課題を解決し、まちの魅力と活力を高める持続的な活動</li> </ul>



(2) 焼津市が目指すまちの姿 ～焼津市のまちづくりの理想像

- ① 世代を超えた人と人、市民・議会・行政の「つながり」(連携・協働)のあるまち
- ② コミュニティが進化・活性化し、満足度(幸福度)が高いまち
- ③ 焼津の自然や文化を愛し(Love焼津)、平和を尊ぶ、誇れるまち(誰もが訪れたくなるまち) ※③と④は重なるところあり。
- ④ 歴史や文化の伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち(9人がOのPI意見・165)
- ⑤ 安心して暮らし続けることができるまち
- ⑥ 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち
- ⑦ 市民・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち
- ⑧ 焼津市の豊かな資源(海・山・川・港など)や産業を生かした活気のあるまち
- ⑨ 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち  
これらを目指して、「オール焼津」(市民、企業、議会、市役所等みんなで)進むまち

【参考】

焼津市民憲章(平成20年12月11日議決)

私たちは、秀麗な富士と駿河湾をのぞみ、豊かな志太平洋野の自然の中で育った焼津市民であることに誇りをもち、先人によって築かれてきた貴重な歴史をふりかえりつつ、希望に満ちた、魅力あるまちを創るために、この憲章を定めます。

- 一、豊かな自然を愛し、平和で住みよいまちをつくります。
- 一、地域の資源を活かし、潤いと活力のあるまちをつくります。
- 一、子どもたちが健やかに育つ、明るいまちをつくります。
- 一、スポーツと文化に親しみ、心やすらぐまちをつくります。
- 一、互いに支え合い、安心・安全なまちをつくります。

- ・ 2 ページの 3 番目が書かれればいいのではないということだが、現実的には 3 ページの 7 番目のように「多くの市民は自治やまちづくり…実感が持てない…」ということを理解した上で、「みんなで決めたことに責任をもつ」(3 ページ 3 番目)の『みんな』とは誰なのかを理解してもらおう方向にもっていく。一人ひとりが関心や当事者意識を持つことが必要ではないか。それにより、「これからのまちづくりは自分たち地域の課題を地域の皆で考え…自治基本条例は個々のまちづくりに対する意識改革と市民の共通認識…」(3 ページ一番下)までいくといい。
- ・ 4 ページ一番下の条例がなかったら何が困るかについては、条例案の段階から出前講座をして「なかったら困るよね」という認識を共有するのがいい。

(2) 焼津市が目指すまちの姿 ～焼津市のまちづくりの理想像

- ・ 市民憲章とPI意見を合体したら。
- ・ 「目指すまちの姿」や市民憲章との関係では、多くの意見は市民憲章があっても「目指すまちの姿」を書く方がいいということ。全員がそうではなく、市民憲章をそのままのせてもいいという意見もあった。それに対しては、すでにある市民憲章をそのままのせるのはどうかという意見も出た。
- ・ 「目指すまちの姿」と市民憲章については、「目指すまちの姿」を入れた方がいいという方向でまとまった。焼津市としての指針を入れる上で、憲章よりも細かい内容を盛り込むということ。ただし、いろいろ盛り込みすぎると全体がぼやけるので、入れる内容については注意が必要。
- ・ 「目指すまちの姿」については、「目的」と合わせて一つにしてもいいという意見や、「目指すまちの姿」と「目的」の順番を入れ替えたらという意見もあった。市民憲章と「目指すまちの姿」(9項目)については、9項目を多少整理しながら書いてもいいのではないか。「～のまち」などと統一し、箇条書きとして。

- ・ 「目指すまちの姿」は、「こうあるべき」よりもやわらかい言葉で。「～したい、～なりたい」のような。強制されるものではないと思う。5 ページ下の「みんなが『つながる』町、みんなで『決めるまち』、自然と共生できる町、よそ者を仲間にしてできるまち、人を大切にできるまち、子供・学生・働く人・中高年・老人各々の立場で生きている人を尊重し支えるまち」というのはぜひ入れたい。ぐっときたところ。ただし、「よそ者」という言葉はもっとやわらかく、「すべての人が仲間にしてできるまち」に置き換えたら。
- ・ 「オール焼津」というフレーズはいいのではないかという話だった。分かったような分からないような言葉だが、「野球は 9 人で」のように野球は 1 人欠けてもできないので、自分も焼津に住む 1 人の人間として

(基本理念)

- 1 焼津市では次のことを、焼津市の自治の基本的な考え方とします。
  - (1) まちづくりの主体は市民であり、まちづくりに関する意思決定にあたっては、市民同士の対話を十分行い合意することを基本とします。
  - (2) 市は、自らが市民にとっての成果を高めるように事業を行うだけでなく、地域の課題を市民が解決していく力が高まるように市民のまちづくりの活動を支援します。
- 2 市民、議会、市は、以下の理想を目指して連携・協力し、みんなでまちづくりを進めていきます。
  - (1) 市民がつながり、連携して地域社会を形成し、全ての人が尊重される、誰にでもやさしいまちづくりを行います。
  - (2) 自然との共生を図り、資源を有効に活用し、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な地域社会を形成するようにまちづくりを行います。
  - (3) 平和を尊び、他地域との交流・連携を進めるなど、安心して暮らせるようにまちづくりを行います。
  - (4) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまちづくりを行います。

・ 1. 5 歩案までの「目指すまちの姿」と「基本理念」は、重なっている項目もあり1つにまとめて記述した。両方とも「理想」を述べたもの。

(目指すまちの姿)

- (1) 世代を超えた人と人の「つながり」のあるまち⇒上記(1)
- (2) コミュニティが進化・活性化し、幸福度が高いまち⇒上記(1)
- (3) 焼津の自然や文化を愛し(Love焼津)、平和を尊ぶ、誇れるまち ⇒上記(2)(3)
- (4) 歴史や文化の伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち⇒上記(2)
- (5) 安心して暮らし続けることができるまち⇒上記(3)
- (6) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち⇒上記(4)
- (7) 市民等・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち⇒上記(1)
- (8) 焼津市の豊かな資源(海・山・川・港など)や産業を生かした活気のあるまち⇒上記(2)
- (9) 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち⇒上記(3)

<p>(3) 焼津市の自治の基本的考え方 ～焼津市の自治の基本理念</p>	<p>色々なことに関わる必要がある、関わりたい、人と交流したい、表に出たい、ということでまちが活性化したりするのではないか。家の中でテレビを見ているよりいいのではないか。そういう意味で「オール焼津」はいい。</p> <p>・「目指すまちの姿」については、市民憲章とPIでの市民意見を合わせたらどうかという意見。市民憲章の5項目とPI意見の①+⑦、⑨を加える。⑤については、他の項目を目指していけば、当然安心して暮らせるまちになると思うので不要だと思う。</p> <p>(3)焼津市の自治の基本的考え方 ～焼津市の自治の基本理念</p> <p>・「策定グループ委員の意見」がまとまっているのでそれで良いという意見が多かった。</p> <p>・「自治のあるべき姿」とその前の「目指すまちの姿」は多少かぶるところもあるので、「あるべき姿」の方はなくてもいいのでは、という意見もあった。</p> <p>・7ページ意見欄の「基本的人権～参加、協働」などの基本的内容は入れる方が良い。また「ALL 焼津」などのニックネームは親しみやすく良いという意見がある一方、条例の重みが薄れるという意見もあった。</p> <p>・「基本理念」については、だいたい同じような意見。7ページの2番目とか6つめ、8つめ、8ページの1つめ、3つめ（特に「みんなのまち＝自分の…」）は、同じようなことが書かれているということで、それらを入れたい。「オール焼津」は「みんなのまち」と同じ意味ではないか、それならば「みんなのまち」の方がやさしいのではという意見があった。</p> <p>・7ページの「自治はこうあるべき」については、「～あるべき」よりも「～ありたい」という表現の方がいいのではないか。また、PIで「そもそも自治って何？」とか言われている中で、ただ自治基本条例をつくっても活用できないので、「自治について学ぶ機会を増やすとか小中学校でも話す」（7ページ下から4番目）とか対話を通して深めていければという意見が出た。</p>	
---------------------------------------	---	--

## 2 市民

### (1) 市民の定義～市民とは？

- ・法律上の住民（自然人・法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて「市民」としてはどうか
- ・さまざまなまちの担い手の位置づけ・役割
  - ・外国人→主体として定める ⇒啓発等が必要
  - ・住民でない人も貢献できる、大事にされる
  - ・事業者の役割
- ・住民と市民のつながりを検討する必要がある
- ・まちは誰が創っていくか？在学・在勤の人と住んでいる人では重みが違う。

### 「市民が尊重されること」、「市民が守らなければならないこと」

#### ～「市民の権利」、「市民の役割・責務」に代わる考え方として

第2回市民案策定作業グループ会議(12/17)の議論の中で、前の「市民の定義」を幅広く捉えるならば、「権利」や「責務(義務)」よりも合った考え方があるのではないかと話がありました。

一般的に「権利」といった時にイメージされる、「(行政や他の人に)何かを要求できる、何かをしてもらえる」ということではなく、「Human Rights」いわゆる人権のような、「人間としての社会的権利をイメージしたい」と思います。

また、「義務」という言葉でイメージする「法制度(法令・契約など)」を根拠とするものだけでなく、理性や道徳、倫理、慣習なども含めて、整理していった方がいいのではないかと考えます。

### (2) 市民が尊重されること（「市民の権利」に代えて）

### (3) 市民が守らなければならないこと（「市民の役割・責務」に代えて）

- ・市民一人ひとりが、自治の当事者となる
- ・市民が自ら情報を得て、色々知恵を出し合う住民像を描きたい
- ・子ども達の世代が持続して住めるまちになっていくか、その時の住民像を条例に描く

## 2 市民

### (1) 市民の定義

- A・この条例においては、市内に住所を有する人（法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて市民とする。
- B・この条例に言う市民とは、以下の各号に該当する者をいう。
- 1 現に市内に居住するもの
  - 2 市内においてなんらかの活動を行うもの
  - 3 市外にあって、焼津市に関してなんらかの活動を行うもの
- C・焼津市の住民を「市民」とし、市内で働く人、通学生、事業者等を「市民等」としたい。

【定義】について  
納税者とそうでない人と分けて考えることも検討が必要

### (2) 市民が尊重されること

- A・市民一人ひとりが人として尊ばれ、まちづくりについて学び、参画する機会を与えられること。
- B・各人が等しく人として尊重され、まちづくりの全ての段階において参加することができること
- C・市民の誰もが公平、平等に行政サービスをうけることができる。
- ・まちづくりへの参加の機会の保障
  - ・人としての尊厳が守られる。（基本的人権の保障）
  - ・自由に意見を言える。（民主主義の基本）

### (3) 市民が守るべきこと

- A・市や地域が行う住みよいまちにするための活動には協力しなければならない。
- ・住みよいまちになるための思いやりの心を失ってはならない。
- B・将来に向けた住みよいまちづくりのために各人が不断の努力に努めること
- C・自分たちのまちの将来、まちづくりに当事者としての関心をもち自主的、自立的に参加する
- ・市民一人一人が自治の当事者となり、自ら市情報を得て学び参画し知恵を出し合い、子どもたちの世代が安心して住めるまちとなるよう努める
  - ・まちづくりへの参加に当たって、自らの発言と行動に責任をもち、他を思いやる気持ちを大切に、互いの意見や行動を尊重する姿勢が求められる

## 第2 市民

### (市民の定義)

この条例における市民とは、以下の全ての人や団体等を含みます。

- ①市内に住所を有する人（住民）
- ②市内に居住する人
- ③市内で事業を営む個人・法人・その他の団体
- ④市内で活動する個人・法人・その他の団体
- ⑤市内に通学する人
- ⑥市内に通勤する人

### (市民が尊重されること)

- 1 市民は、性別、年齢、社会的地位、経済状況などに関わらず、全ての人々が平等に扱われ、人として自らが正しいと思いつく行動がお互いに尊重されます。

### 2 市民は、まちづくりの主役として参加する権利を持ちます。

・“human rights”のようなものを書いていきたいが、どのように表現するか。  
・もし、「市民」と「市民等」の権利性・責務性の範囲が違えば、ここ(尊重・守る)で書き分けることができるのではないか。

最広義の市民でいいか？

### (市民が守ること)

- 1 市民は、お互いの意見や行動を認め合い、思いやりの心を大切にします。
- 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。
- 3 市民は、まちづくりの主役としての意思と次世代への責任に基づき、住みよいまちの実現に努めます。

・「市民は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持ちます」などの規定について  
⇒言いつばなし・わがままな人がいるということ、受け入れて自治を進めていくと考えることも必要だし、責任までは規定できない(しても形骸化)と考え、除外した。  
一方で、市民レベルが高ければ必要ないが、実際には言いつばなし・わがままな人が多いと自治会等の活動で感じているので、必要ではないかという意見もある。言い方は別として、何か意識づけする方法がほしい。

(事業者) →18ページ

### 3 議会

#### (1) 議会の役割

- ・議会が活発に活動してほしい（市民目線で）
- ・議会活動を市民に分かり易く伝える
- ・議会の役割として、広範囲な市民意見の聴取に努める

### 3 議会

#### (1) 議会の役割

A・市議会は、市の唯一の議決機関、市の執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言することができる機能を有する機関として、市民意見を市政に反映させるため、公平公正な議論を尽くし、市の発展並びに市民全体の利益と福祉の向上に職責を果たすことが本務であると考え、次の4項目を提案します。

- ① 真摯に、充実した審議及び討論を行うこと。
- ② 議会運営に、公平公正性を確保し、透明性を向上させること。
- ③ 市民への説明責任を果たすこと。
- ④ 常に議会改革に努めること。

B・議会は幅広く市民の意見を集約し、全市民の代表という立場から市民のために最適な意思決定を行います。

- ・議会は全市民の代表として市長の市政並びに市の事務、事業に関して監視・検証を行います。
- ・議会は市民の議会への関心や市政への参画意欲を高めるための情報提供を行います。

C・議会は、選挙により選ばれた市民の代表で構成される意思決定機関である

- ・市民全体の利益という観点から職務を果たす
- ・議会は議決機関として、市の政策の意思決定及び行政が適正に運営されているかについて厳しく監視する
- ・目指すまちの姿の実現にむけた条例をつくる
- ・議会改革を怠らない
- ・議会活動を市民に分かりやすく伝えるとともに、広く市民の声を聴く機会を設け、開かれた議会を目指す

・「冬休みの友」意見記入欄のなかで賛同する意見・・・

＊市の斉衡意思決定機関として、その役割と責務は重要である。

市長と議会は緊張関係を保ち、是々非々で望む

＊市民全体の利益という観点から職責を果たすこと。また、市民の代表者として広く市民に情報の公開と説明責任をタイムリーに実施すること

＊開かれた議会

最も重要なことは、「市（市民）全体の代表」であることと、「市民の意見をしっかり聞くこと」である。

現状は、議員の活動・行動が、市民に伝わっていない、見えていない。

そのためにも、市民への報告と意見聴取の機会をしっかりと設定することを求めたい。

### 第3 議会

#### (議会の役割)

- 1 議会は、全ての市民のために、市全体の未来を見据えて議会の意思決定をします。
- 2 議会は、条例や予算等の審議と議決を行うとともに、市の仕事などについて継続的に監視・評価します。
- 3 議会は、市民の議会への関心と市政への参加意欲を高めるために、市民へわかりやすく情報提供します。
- 4 議会は、市民の意見を的確に把握するために、幅広く市民の意見を聴く機会を設けます。
- 5 議会は、多様な市民の思いを実現するために、市民の意見に基づいて、政策提案します。
- 6 議会は、市民が議会の内容を確認（傍聴など）しやすい環境をつくるとともに、会議の記録などを市民にわかりやすく公開し、開かれた議会の運営に努めます。
- 7 議会は、常に議会改革に努めます。

・ここでの「市民」を住民に限定するか？

・現状では、議会基本条例については考慮しない。

(2) 議員の役割

- ・議員の役割として、自らが政策提案に努める
- ・議員活動を市民に分かり易く伝える
- ・議員の役割として、広範囲な市民意見の聴取に努める

(2) 議員の役割

A

- ① 市民の意見の的確な把握に努めること。
- ② 政策立案及び政策提言に必要な調査研究に努める。
- ③ 自らの議会活動を市民にわかりやすい言葉で説明すること。
- ④ 自らの資質の向上に努めること。
- ⑤ 市民の意見を的確に把握し、議員及び議会活動に反映させるため、自ら、市民との意見交換の機会を設けること。

B・議員は、市民等に信頼されるように活動します。←変更案「・議員は、公平公正・誠実を旨とし公人としての自覚のもと市民等に信頼されるように活動します。

・市民の代表として常に知見を高める努力をし、効率的で質の高い議会運営を行うために努力します。←追加希望

C・市民から直接選挙で選ばれた市民の代表者として、あるべき姿の実現に向けて、誠実に職務を遂行する

- ・市民意見の把握と広範な情報を収集し政策提言につなげる
- ・政務調査費をはじめ活動の透明化のために、タイムリーな情報公開と説明責任を果たす

・「冬休みの友」意見記入欄・・・

- \*市民の意見を聴取して議会へ提案、市政に反映させる。
- \*議会の活動の透明化、情報の収集と把握。
- \*自分の住んでいる地域だけでなく、市全域のことを意識し、活動報告を広く市民に知らせるよう、説明会等を開くなど情報公開に努める。
- \*常に議会改革を怠らないこと。
- \*自ら政策提案に努めること。
- \*議員と市民が交流する機会を設けるといいな

(議員の役割)

- 1 議員は、市民、市とともにまちづくりを推進するという認識に立ち、議会活動と自らの活動を行います。
- 2 議員は、常に市民全体の利益を考えて行動します。
- 3 議員は、高い倫理観に基づき、市民との信頼関係のもとに行動します。
- 4 議員は、市民の意見を議会活動と自らの活動に反映させるため、市民との意見交換の機会を設けるなど広く市民の声を聞くように努めます。
- 5 議員は、議会活動と自らの活動のほか、市政に関する情報などを市民にわかりやすく説明します。
- 6 議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、それを自らが政策提案するように努めます。

・「議員は、全ての市民の代表者として自らの責務を認識し、公正かつ誠実に市民に信頼されるよう活動します。」などの規定について

⇒議員に配慮しすぎる必要はないが、現在・過去・未来の議員に敬意を払う必要はあり、素案に盛り込むにしても、表現を工夫する必要がある。

仕組みとして必要なものは、議会の項目に盛り込むようにし、ここでは議員が何をすべきかという考えで整理した。

4 行政

(1) 行政の行動原則

4 行政

【項目について】

市民の3項目、議会の2項目と比較して、行政は11項目と圧倒的に多い。

果たして、この区分けが自治基本条例の策定と合致しているのか？  
「はじめの1.5歩案」でも、項目間にまたがって重複している意見も見受けられるので、項目の見直しを提案

- (1) 行政運営 …… 行政の行動原則、行政情報、財政運営、公共施設を含む
- (2) 総合計画
- (3) 行政組織 …… 市長、職員を含む
- (4) 行政評価
- (5) 危機管理

3.11以降の人口流出（転入数-転出数で焼津市は全国16番目に転出者が多い）を考えると、市民の安全を守ることを第一優先順位とし、「危機管理」に関することを1番最初に規定する必要があるのではないか？

焼津はここまで考えているということを自治基本条例で強く示す必要がある。

項目数の件は「市民」の項目参照

(1) 行政の行動原則

A・行政に携わる一人ひとりが、プロフェッショナルな行政マンとして意識を忘れずに、常にコスト意識を高める努力をする。  
・目指すまちの姿を実現するために、行政施策等の情報公開と丁寧な説明責任を適時実施することを通して、市民との対話を大切にする

B 行政の行動原則 ⇒ 行政運営に統合  
 平等・公平性 → 公平性の保持 → 行政運営で検討  
 未来への備え、次世代のために → 次世代まで持続できるような行政運営 → 行政運営で検討  
 民意を汲み上げる仕組み → 民意を反映する → 行政運営で検討  
 政策執行の計画などの体制・原則を定める、必要とされる施策で見極める、市民全員が納得できるような施策 → 総合計画で検討  
 無駄の排除・コスト意識・行政サービスの行過ぎ → 財政運営で検討  
 行政の中で横のつながり → 行政運営で検討  
 市内経済の循環を促す → 手法  
 福祉の向上 → 行政運営で検討

第4 行政

(市長) → 10ページ

(職員) → 11ページ

(行政組織) → 11ページ

## (2) 行政運営

- ・PDCAの徹底（各段階において、市民・議会の参画・協働を保障する）
- ・前例主義の廃止

## (3) 行政情報

- ・情報の共有…収集、提供、場づくり（全ての人が情報にアクセスできる）

## (2) 行政運営

- A・市民のために行政運営を行うといった行動原則に従う。
- ・あらゆる市民に対して、必要とする時に必要とする情報が提供できるようなシステムの提供を行う。
  - ・財政的な裏付けに基づいた行政運営を行うためのシステム化を実施
  - ・行政運営に必要な公共施設を適切に配置し、利用者負担の原則、指定管理者制度の導入等を積極的に実施
  - ・行政運営が適切に行われているかをチェックするために、行政評価システムを整備
- B・行政経営という意識での組織マネジメントを徹底する
- ・真の公平性、公正性にもとづいた運営
  - ・アウトカムを意識した行政情報の活用、総合計画の実施・検証、効果的な行政評価の実施
  - ・PDCAの徹底、その際市民・議会の参画・協働を保障する
  - ・前例主義の見直し
  - ・広域行政の有効活用
- C 広域行政
- 縦割行政でなくする → 行政の一体化  
費用対効果、取得原価主義、健全な財産運営 → 行政の健全な運営  
柔軟な対応、若手の登用、新しいものを取り入れる → 市長、職員で検討  
総合計画の施策評価 → 総合計画で検討  
運用まで考慮した政策 → 総合計画で検討

※庁内プロジェクトでは、行政の中で行政運営について記載するのではなく、総則の中で行政・議会・市民それぞれの規定を明記を提案

## (3) 行政情報

- A・市政に関する情報は市民の財産である。よって情報の共有化のために、適切な情報の発信・管理を心がける
- ・市民の意思を市政に反映するため、説明・参加の機会、コミュニケーションの場等を設け、対話を推進する
- （職員が地域コミュニティに出かけ、行政の情報を提供・説明する機会をできるだけ多く作る。それにより市民の持つ情報も入手できるし、職員と市民との距離が近くなり、よいコミュニケーションづくりにつなげる）
- （個人情報）
- ・保有する個人情報に関して、個人の権利・利益を守る
  - ・個人情報の開示に当たって、適正なルールを定める
- B 行政情報（行政情報には、市の所有する個人情報と市の情報との2種類があるので両方の取り扱いについて入れる）⇒ 行政運営に統合情報共有の場づくり → 行政運営で検討  
適正管理、説明責任、透明性を持った情報発信、情報公開 → 行政運営で検討  
行政の行う情報収集、市民の声を集める手法の開発、情報を受け取りやすくする → 行政運営で検討

## 第5 市政運営

### （情報）

- 1 市は、民主的で開かれた市政を推進するため、市政に関する情報は市民のものとして、これを適正に管理します。また、その情報は、市民に公開することを原則とします。
- 2 市は、市民が必要とする情報を、様々な発信手段を活用し、適切かつ迅速に提供します。
- 3 市は、個人に関する情報を適正に管理、保護し、関係者に不利益が生じないように取り扱います。

現行の「情報公開条例」を確認しておく。

「焼津市情報公開条例」

（目的）

**第1条** この条例は、市民の市政について知る権利を尊重して、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに市の保有する公文書の公開等に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の信頼の確保と市民参加の充実を図り、もって民主的で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

→これをできれば分かりやすく、さらにできれば未来的に書きたい

（公開請求権）

**第5条** 次に掲げるものは、～（略）～公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの  
ア 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体  
イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者  
ウ 市内に存する学校に在学する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるもの

⇒市民会議で検討している最広義の市民を請求権者としているので、ここでも「市民」を主体、対象として設定した。



<p>(4) 総合計画 ※三二講座「総合計画」</p>	<p>(4) 総合計画  A・目指すまちの姿を実現するため、「何を、どのように、いつまでに」を明記し、成果達成度を検証できるように策定する  ・計画に当たって現状把握を十分に行う  ・計画の段階から市民の参加を求め、作成時は市民への周知を図り、その内容に関して共有する</p> <p>B 総合計画 ※載せるか載せないかという議論がある  ・載せる場合（法的根拠がなくなったため記載しなければ計画策定根拠はない）  総合計画の位置づけを示す  総合計画の作り方のルール化  計画段階への市民参加の必要性  計画期間の設定（3～5年を目途にする、重大重要項目は随時見直す、戦力的計画）  市民への事前勉強会の実施 → 手法</p>	<p>(総合計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最も上位の計画として総合計画をつくります。</li> <li>2 総合計画の策定は、市民の参加のもとに行います。</li> <li>3 総合計画をつくる時は、議会の議決を必要とします。</li> <li>4 市長は、社会情勢の変化などに応じて、適切な時期に計画を見直します。</li> <li>5 市は、法律に定められているものや緊急性がある場合を除いて、総合計画に基づいて事務・事業を進めます。</li> <li>6 市民は、総合計画に定められた、市民の役割に沿って、<u>まちづくり</u>に取り組みます。</li> </ol>
<p>(5) 行政評価</p>	<p>(5) 行政評価  A・効率的、効果的な市政運営のために、厳正な行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映する  ・行政評価に当たって、行政内部だけの評価に終わらず、市民を含む外部評価が必要  ・行政評価の対象、評価方法をルール化する</p> <p>B・第三者からの評価を原則とする。  ・PDCA サイクルを確立する。  ・特別評価委員会の設置、行政以外の第三者からの評価、市民が評価  → 市民の評価  ・行革審で評価すればよい → 市民が行革審か検討  ・素人では難しいのでは、勉強が必要で責任を感じる → 市民や行政以外の評価  ・わかりやすく公表  ・行政は行政の事務事業について評価する → 行政自身で評価する（行政内の仕組みを要説明）  ・行政評価の対象、誰がどのように評価するのかを明記 → 手法</p>	<p>(行政評価)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市は、効率的で効果的に<u>まちづくり</u>の課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、市の事務、事業について評価を行います。</li> <li>2 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表し、これに対する市民の意見を踏まえ、市の事務、事業を進めます。</li> <li>3 市は、総合計画の策定及び進行管理、予算の編成並びに市の組織の編成等に評価を反映、活用します。</li> </ol> <div data-bbox="1938 1192 2763 1486" style="border: 1px solid black; height: 140px; width: 100%;"></div>

<p>(6) 財政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な財政運営</li> </ul>	<p>(6) 財政運営</p> <p>A・ 施策の計画段階において、費用対効果を十分吟味し、効率よい財政運用を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は財政状況及び財産の保有状況について、財政情報を市民に分かりやすく伝える</li> <li>・ 行財政改革を不断に実施する</li> <li>・ 市有財産の適正な管理、効率的な運用を図り、その状況を分かりやすく公表し、説明する</li> <li>・ 市の出資する団体の財政情報も市民にわかりやすく公表し、説明する</li> <li>・ 自立した財政の確立を目指し、税の公正で効率的な徴収、無駄な歳出の削減、新しい財源の創出、市有財産の活用・保有の見直し等を行い、財政基盤の強化を推進する</li> </ul> <p>B 財政運営 ⇒⇒⇒ 行政運営に統合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率の良い、より重要な事業に効果的に投資、行き過ぎた消極的財政運営をしない→ 行政運営で検討</li> <li>・ 情報公開、分かりやすく伝えること → 行政運営で検討</li> <li>・ 専門家による見解を求める → 手法</li> </ul>	<p>(財政運営)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、市の財政状況を総合的に把握し、健全な財政運営を行います。</li> <li>2 市長は、市の財政情報を作成し、市民にわかりやすく公表します。</li> <li>3 市長は、財政についての目標値を定めて、健全性を保つための計画をつくります。</li> <li>4 市長は、総合計画や行政評価を踏まえて予算をつくります。</li> </ol>
<p>(7) 市長</p>	<p>(7) 市長</p> <p>A・ 市民から選挙により選ばれて市民を代表する公職に就いたことをしっかりと認識し、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民の権利を保障し、信託に誠実に応える市政を実行する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示す</li> <li>・ 市長はその役割において、市民全体の利益を考え、職員がその能力を最大限に発揮できるような環境を提供する</li> </ul> <p>B 市長 ⇒⇒⇒ 行政組織に統合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針を明らかにする、市長の考えや行動を市民に明らかにする、市の進むべき方向性を考え、市の状況を把握しそれに基づき方向性を示す、リーダーシップ、強い意志と行動力 → 行政組織で検討</li> <li>・ 活性化を考え総合的見地、市民全体の利益を常に考え、市民全体の幸せを考えた行動、</li> <li>・ 市民の権利を保障し信託に誠実に応える → 行政組織で検討</li> <li>・ 広く市民の意見を聞く、現場や市民の意見を吸い上げる → 行政運営で検討</li> <li>・ 職員の能力向上、職員がその能力を最大限に発揮できるように → 行政組織で検討</li> </ul>	<p>(市長)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、市の代表者として市民の信託に応え、政治倫理を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。</li> <li>2 市長は、市政に関する基本方針を明らかにし、総合的見地から市政運営を行います。</li> <li>3 市長は、職員が市民のために、その能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう努めます。</li> </ol>

(8) 行政組織

- ・縦割り行政の廃止、組織運営の見直し

(8) 行政組織

- A・無駄なコストを発生させない、職員がその能力を最大限に発揮できる風通しの良い、効率的、機能的な組織横のつながりをもっと密にすることが可能な組織
- ・市民が誇れる市政運営が図れる先見性と創造性を発揮できる人材集団として機能するよう、職員の採用及び能力開発に取り組む
  - ・ワンストップサービスが可能となるような柔軟な組織（縦割り行政の弊害を最小限にできる組織）

- B・市長の役割は重要である。
- ・職員のレベルアップ（意識は対等、能力は高いモノが必要）。
  - ・組織ありきではなく、行政サービスが最も効率的に行き届く形態が必要。

・本来組織とは縦割りである、民間社会でも組織は縦割りである → 組織は縦割りであり議論や規定は不要 ↓

※「組織」という言葉をほかの言い方に変えるか？ 例) 行政のあり方、行政のあるべき姿

- ・効率的、迅速に対応、迅速な動き、フットワークよく、コンパクト、シンプル、職員が兼務してはいけない → 迅速に効率的に
- ・組織横断的、横のつながりを密にする、解決に向けコーディネートできる人材と部署、市民の話聞き庁内営業をしてくれる組織・仕組みづくり → 行政が一体となる、行政組織が連携する

(9) 職員

- ・行政職員も「市民」であることを意識する（市民目線）

(9) 職員

- A・市民との対話を大切にし、市民一人ひとりに誠実に向き合うことで、互いに目指すまちづくりが可能となるよう行政の「いま」をていねいに伝えられる能力を高める
- ・市民全体のために、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民から信頼される行政運営を推進する
  - ・職務遂行に当たって、市民の視点を忘れない
  - ・政策形成能力を向上させるために、必要な知識の習得及び能力の向上に取り組む

- B 職員（行政職員として） ⇒⇒⇒ 行政組織に統合
- ・能力・意欲の向上心を持つ → 行政組織で検討
  - ・市民サービスを優先、Public Servant であれ → 市民目線と同じと判断してよいのか疑問※
  - ・市民の声を聴く、意見を聴く、市民との対話、市民とコミュニケーションをとる、市民とともに尽力する、市民と議論した結果行政判断をして欲しい → 市民目線に含めてよいのか疑問※
  - ・市民目線の行動 → 行政組織で検討
  - ・職員同士の仕事の共有 → 手法

- ・職員の説明責任を明記する

(市の組織)

- 1 市は、社会の要請に、迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。
- 2 市は、多様な課題に対応するため、組織の横断的な連携の強化に努めます。
- 3 市は、職員がその能力を最大限発揮でき、かつ、より少ない人数で最大の効果をあげられるように職員を適切に登用、配置します。

・焼津市は過去、昭和の大合併後の財政運営において、財政再建団体（現在では夕張市のみ）になった経緯を持つが、その再建を目指す時期が、幸い日本の高度成長期であったこともあり、再建を果たすことができた。この教訓もあり、かつては全国でも有数の少数の組織であった。

・これらは、今でも、財政運営、定数管理等において、引き継いでおり、少数でも成果を出す組織づくりを市役所の基本的な考え方（組織文化といってもいい）として持っているところがある。

・「少ない人数」で行うことが、必ずしも市民にとって良いことではないとの考えもあるが、最終的には、同じ成果を上げるにはより少ない経費（職員数）で行うことを目指す趣旨として規定した。

・市民の立場では、「無駄なコストを発生させない」ようなものを求められているが、組織のあり方で、その結果説明を行うことは難しいと考えるため、規定しなかった。

(市の職員)

- 1 職員は、(市政運営の執行者?)としての責務を果たすとともに、自らも市民であることを自覚し職務を遂行します。
- 2 職員は、市民との対話を大切にし、市民の求めに対して、市民にわかりやすく説明します。
- 3 職員は、地域の課題に的確に対応するため、政策立案や業務の実行能力の向上に努めます。
- 4 市は、職員の能力の向上のため、職員に研修や実践の機会を与えます。

・1では、行政のプロとしてしっかりと責任を果たすこと、及びそのときに大切な視点として、市民の立場をしっかりと考えることを求めている。「行政のプロ」をどう表現するか？

・2では、市民ときちんと対話し、説明できる能力を求めている。

・3では、地域の課題解決に取り組み、市民にとっての成果を高めるように仕事を行っていくための政策立案、実行能力を求めている。

・4では、1～3を実現するために、市が、職員能力向上のための研修と実践の場を適切に用意することを規定した。

(10) 公共施設

- ・市の公共施設を安心して使えるように（焼津版ハートビル条例）

(11) 危機管理 ※ミニ講座「いのちを守る取り組み」

- ・危機管理対応（市民と協働するもの）
- ・安心、安全なまちづくり

(10) 公共施設

- A・公共施設は使われて初めてその価値が生まれてくるので、有効活用が容易に図れるよう規制を必要最小限に抑える
- ・最小の経費で最大の効果が出せるよう、関係する人々の話し合いによる利用規約をつくる
- B 公共施設 ⇒⇒⇒ 行政運営に統合
- ・公共施設の管理は清潔・安全に留意、利用規約に従い適正に利用する→ 行政運営で検討
  - ・施設の能力が最大限活用される利用方法の提言、最小の経費で最大の効果、市が器を作って指定管理者任せにするような無駄、コストがかかる、利用頻度の少ない施設の見直し → 行政運営で検討
  - ・現状にあった施設にするための用途変更、無駄な施設にならない仕組み作り、統合して効率化を図る、利用料支払等に柔軟性を、市民が使いやすい仕組み、利用時間の見直し → 行政運営で検討
  - ・バリアフリーなど設備の充実、子育て・高齢者に優しい施設、値段が高い → 行政運営で検討

(11) 危機管理

- A・限られた財政の中で、市民と行政がどのように役割分担をするか、できるだけ明確にルール化する。
- ・災害時の情報公開のしくみの公開と共有
  - ・法や規則に縛られ、迅速に行動できないのでは困るので、現場判断で臨機応変に対処できる体制づくり
- B・「起きる前」の体制整備・訓練
- ・3.11等の記憶を風化させない継続的な啓蒙活動等が必要。
  - ・「起きてから」の復旧・復興に向けてのリーダーとしての役割が必要。
  - ・危機管理体制の確立、市民と行政の役割分担のルール化、地域住民との連携、誰もが率先して活動できる仕組み作り、現場判断で臨機応変に動ける体制 → 緊急時に対応できる体制づくり
  - ・市民の参画を促す仕組み作り → 市民で検討
  - ・起きる前に行動する仕組み → 市民で検討
  - ・自分の身は自分で守るのが原則 → 市民で検討
  - ・危機管理には市も市民も全力で取り組んでいる → 市民で検討
- ・「市政運営」の項目でよいか？⇒基本理念？
  - ・東日本大震災により、人があつての自治、命あつての自治というのは基本中の基本であることが明らかになった。それは「目的」や「理念」に掲げ、さらに必要があれば(実効性ある内容が盛り込めるならば)「危機管理」を特出し項目として設けるということではないかと思ひます。
  - ・行政の役割という意味での「危機管理」として、命(根幹)に関わることは、特だしてもよいのでは？
- ・災害発生時のことを記述する必要はないか？
  - ・市民の役割・行動についても記述する必要はないか？

(公共施設)

- 1 市は、市民等が安心して使えるよう公共施設の維持管理を行います。
- 2 市は、公共施設の有効活用が図れるよう努めます。
- 3 公共施設は、必要最低限を確保するものとし、その数や質が過大とならないようにします。

- ・公共施設の基本として、高齢者や障害者が活躍できる環境を整える(バリアフリー)ことを求める意見もあるが、それは、基本理念の中で実現するようにしたい。
- ・3に規定した部分は、これからの社会の現実をとらえると、そうならざるを得ないため、あらかじめ市民、議会、市が共有する必要があると考えて規定したが、そこまでは不要との意見もある。
- ・この項目が必要か再検討の余地があるとの意見もある。

第6 危機管理

(危機管理の基本的考え)

- 1 市民、議会、市は、市民の生命や財産及び暮らしを守るために、お互いに役割分担し、緊急時に適切な対応ができる体制を整えます。

(自主防災会)

- 1 市民は、地域での防災活動が組織的に行われるよう、自主防災会を組織し、日頃から危機に強い地域づくりに努めます。

(危機への備え)

- 1 市は、危機に備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、できるようなります。
- 2 市民は、起こり得る危機に日頃から関心を持ち、自ら備えます。
- 3 自主防災会及び市民は、危機に際しては地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、参加します。

(危機発生時の対応)

- 1 市は、危機が起こったときは、大局を見失わず、その能力を最大限に発揮し、市民の生命及び財産を守るために、最適かつ迅速な措置をとります。
- 2 市民は、危機が起こったときは、自分の身を自分で守ることを念頭に行動し、また、隣近所でお互いに協力し合います。

(危機からの復興)

- 1 市は、危機が去った後、市民が一日でも早く平常の生活ができるように最大限の努力をし、希望が持てる地域を取り戻すように努めます。
- 2 市民は、危機が去った後、お互いに声を掛け合うなど励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力し合います。

## 5 自治の仕組み

### (1) 地域コミュニティ ※ミニ講座「焼津市の自治会について」

- ・市民が集い、つながるコミュニティづくり
- ・地域の自治、市民活動
- ・コミュニティの場
  - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
  - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
- ・今の自治会が「楽しくない」
- ・コミュニティの範囲を考える
- ・地域の自治会や町内会をどのようにしていくか？法律で空白、これをどう埋めるか
- ・地域の組織を伸ばす視点から、条例に大きく書き込むべき
- ・コミュニティ単位に権限や予算が渡されていくようになるのが、大きな流れ
- ・協力できる、助け合える国民性が強み

## 5 自治のしくみ

- 「自治の仕組み」という表現でよいか？

### (1) 地域コミュニティ・地域コミュニティの役割

- A 自治における基本的な考え方  
⇒これが一番始めでもいいと思います
- ① 地方自治は住民の主体的な関わりによって成り立つもの
  - ② 多様な価値観を認め合いお互いを尊重することを基本とする
  - ③ お互いに助け合う
  - ④ ……
- (この項目においては自治における「地域コミュニティの役割」についてのみ記載したほうが分かりやすいと思います。  
仕組みに関するものは(3)参加へ統合、基本的な考え方については、全ての項目に係わるので独立した項目で立てた方がいいと思います。)
- B ①地域住民の安心・安全な生活を守るために、意見を調整し合意形成をする  
②地域内での絆を深め、相互扶助の精神で、より豊かで幸せな地域社会を作る
- C 一人ひとりが豊かさを感じることができる地域社会を築くために、コミュニティ（共通の思いをもち、地域に関わりながら活動する自治会等の組織、市民団体等）をそれぞれの自由意思に基づいて作ることができる。
- ① 市民は、コミュニティの役割を尊重し、参加を通して共助の大切さを学び、課題解決に向けての行動に努める。
  - ② コミュニティ組織は、何事につけても話し合いを大切に合意形成ができる良好なコミュニケーションづくりに努める
  - ③ 市は、コミュニティの自主性・自律性を大切にしながら、コミュニティ活動が活発化する施策を推進する
- D・自治会、町内会その他市民等で構成される各団体（以下「団体等」という）は、各団体等について自治権を有し、1-(2)に示されるまちを実現するためこれを行行使する。
- ・団体等は、単独でまた他の団体等と協働し、1-(2)に示される街を実現するために積極的に活動するものとする
  - ・団体等はその活動に際し、できるだけ多くの構成員に参加させるよう努めるものとする。
  - ・団体等の構成員は、団体等の活動に際し積極的に参加すべきものとする。

## 第7 自治のしくみ

### (地域コミュニティ)

- 1 市民は、住民自治により、より良い暮らしや地域をつくるため、地域コミュニティを組織することができる。
- 2 市民は、一人一人の自由意思に基づきつつ、主体的に地域コミュニティに関わり、まちづくりを行います。
- 3 地域コミュニティは、市民一人一人の多様な価値観を認め合い、お互いを尊重します。
- 4 地域コミュニティは、市民の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。
- 5 行政は、地域コミュニティの自律を尊重し、かつその力が最大限発揮されるように支援します。

限定した市民を対象として考えてもいい？  
(通勤・通学者は参加はするが、構成員とまでなるか?)⇒どのような組織か明確にしないと、それもイメージしにくい。

・「地域コミュニティ」の定義のようなものが必要ではないか？  
・具体的な取り組みになるような(旧大井川町のように)、しくみ(組織)等を記述できるのがベターだと思うが…。  
・既存の自治会との関係がわかりにくい。(自治会を想定している？別物?)

(2) 情報

- ・概念だけでなく、具体的な方策も盛り込む
- ・情報の公開（発信）、共有の推進…目に見える議会・行政・市民
- ・情報を“取りに行く”ための市民の意識改革
- ・まちづくりの情報に簡単にアクセスできるようにする
- ・発信の多様性が重要
- ・行政の情報だけでなく、市民がもつ情報の発信や市民間の情報交換という発想も必要
- ・市民が力を出せる情報発信のしくみ

(3) 参加

- ・市民が自発的に参加したくなるしくみづくり

(2) 情報

- A ①情報発信者は年代を問わず広く情報がいきわたるよう努力する  
②情報を受ける市民は受け身ではなく、情報を自ら集める努力をする
- B **行政情報**（市政運営の項に「情報の共有」として入れた方がいいのか？）  
①情報の提供  
市は、市政に関する情報について分かりやすく、入手しやすい方法で、タイムリーに市民に提供する  
②情報の公開  
市民は、市政に関する情報について市にその開示を求めることができ、市は正当な理由のない限り求めに誠実に対応する  
③個人情報の保護  
・市が保有する個人情報について、適正な保護を図る  
・市民は、自己の個人情報について市にその開示、訂正及び利用の停止を求めることができる  
④会議の公開  
審議会等の会議は、正当な理由がない限り公開する。  
**市民情報**  
・まちづくりにおける市民等の情報共有について、発信、収集方法の多様化に伴い自由に使える対話の「場」と市民等が発信する情報を生かす仕組みが求められる。
- C・市民等と行政、議会とは、必要な情報について広く共有しこれを利用する。  
・行政、議会は、広く市民等に認識されるため、地域、性別、年齢等を考慮した情報発信に努めるものとする。  
・行政、議会は、広く市民等から情報を収集すべきものとする。  
・市民等は、発信された情報を積極的に受領し、必要に応じてその有する情報を発信すべきものとする。

(3) 参加

- A 参加しやすい環境づくり  
① 年齢職業を問わず参加しやすい環境づくりに努める  
② 「必要なことだ」「楽しい」と思える活動の場を作り積極的な参加を促す  
③ 次世代の若者による次世代を意識したまちづくりも取り入れる  
④ 地域活動のコーディネーターを養成する
- B①市政の事業内容、性質等に応じて多様な参加の機会を整備し保障する。  
②参加の対象  
・審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付  
その他適切な方法により参加の機会を保障する

(情報共有)

- ・行政・議会それぞれにも情報発信は規定している。
- ・ここでは、市民による情報発信や共有を想定していたが、実効性やその重要度、市民の負担感等を考慮したときに、条例に規定するまでの必要はないのではないか。
- ・「理想」「理念」のような内容であり、「しくみ」として必要か。
- ・もし規定するなら、
  - 1 市民等は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、お互いに共有するよう努めます。
  - 2 市民等、議会及び行政は、それぞれの保有する情報を共有財産として活用するため、情報の共有に努めます。
 などが考えられるが…。

(参加)

- 1 市民は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施にあたって、多様な形で参加できます。
- 2 市は、前項の市民の参加を様々な手法で保障するとともに、市民への参加を促します。

・「参加」か「参画」か？  
・参加をどう考えるか

⑧Citizen Control: 住民によるコントロール (市民が自治権を有する)	} Degrees of Citizen Power (市民による統制の段階)
⑦Delegated Power: 委任されたパワー (市民に権限が委ねられる)	
⑥Partnership: パートナーシップ (住民と行政の協働)	
⑤Placation: 懐柔(行政主導の参加で 住民の意思決定のある参加)	} Degrees of Tokenism (形式参加の段階)
④Consultation: 意見聴取(与えられた役割を 認識したうえでの参加: 相談受付)	
③Informing: お知らせ(形式的な住民参加: 行政の情報開示)	} Nonparticipation (非参加)
②Therapy: セラピー(お飾り住民参加: 形式的な委員会等設置)	
①□Manipulation: あやつり(趣旨や役割の不明確な参加: 一方的情報解説)	

【住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン 1969)】

<p>(4)協働 ※ミニ講座「焼津市の市民協働について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画協働（目的の共有、対等な関係、相互理解、自主性の尊重）</li> <li>・（市民、行政の）協働（コラボレーション）を促すしくみづくり</li> <li>・行政と市民活動団体、信頼関係を築く仕組みを確認して置く必要がある</li> <li>・NPOや市民活動団体が頑張れるように、それに関する記述を充実する</li> <li>・市民活動に関しては、議員及び自治会との関係を理解する必要がある</li> <li>・市民活動に従事する場合の、基本的な考え方、義務&amp;責任</li> <li>・信頼される 市民活動とは？</li> </ul>	<p>③参加における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者および子供をはじめ市民の誰もが、それぞれの立場に応じて市政に参加できるよう工夫、配慮する</li> </ul> <p>④市民投票制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、市政に関する重要事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票を実施することができる</li> <li>・市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。</li> </ul> <p>C・市民等はまちづくりに際し、年齢、性別、国籍、職業などそれぞれ異なった立場から、多様なかたちで参加できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、議会、団体等は、その活動に際し広く市民等に参加を促すことに努めるものとする。</li> <li>・市民等の参加にあたっては、個を尊重し、各人の活動及び発言の機会が考慮されるべきものとする。</li> </ul> <p>(4)協働</p> <p>A ①課題解決のために協働するというを双方理解の上で行う  ②日常から行政、市民、市民活動団体が互いに信頼関係を築くように努める  ③協働は対等の立場で参画する</p> <p>B (4)と(5)をまとめて  協働・情報共有・参加・協働を促進するための場  ・市民等及び市は、共通な目的を実現するために、それぞれの役割と責任のもとで、協働の効果が高めるため相互の立場を尊重し、対等な関係に立って十分な協議を行う、  ・協働推進の基盤づくり  市は、協働の推進を図るために、活動の機会と場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他必要な基盤づくりに努める  （「目指すまちの姿」を実現するために「協働」という手法を活用するのであれば、その主体が共にその真の意味を理解し他効果的な協働のしくみづくりが求められる。協働のための協働とならないよう、その問題解決の選択肢として協働という手段が最適であることを確認し、実施することをルール化する。」</p> <p>C・協働とは、まちづくりに際し、市民等、行政、議会が単独でその実行が不可能あるいは困難な場合において、互いに他を尊重し合いながら共通の目標を指向して相互にまた他の市民等と連携することをいう。  ・協働に際しては、各者は対等に情報および意見を交換するものとする。</p>	<p>(協働)</p> <p>1 市民の組織と市は、地域社会の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたります。</p> <p style="text-align: right;">／ 協働の原則は、協働条例策定を想定し、そちらへ委任？</p> <p>2 市民の組織と市が協働によりまちづくりを行うにあたっては、次に掲げる原則により行います。</p> <p>(1)対等の原則 協働において、市民の組織と市は対等です。そのために、日頃から話し合いを持ち、相互理解を深める中で、協働の可能性や協働事業の進め方を共有します。</p> <p>(2)自主性・自立性の原則 市民の組織と市は、お互いの立場や特性をよく理解しあい、尊重し合ったうえで、協働事業におけるお互いの役割や責任の分担等を明確にします。</p> <p>(3)目的共有の原則 市民の組織と市は、お互いに協働により達成しようとする目的を共有します。そのために計画の初期から話し合い、目的を双方が協働して創ることに努めます。</p> <p>(4)公開の原則 市民の組織と市は、お互いに説明責任を果たすとともに、協働のプロセスや成果等を積極的に公開していき、誰でもが広く参入できることを明らかにします。</p> <p>(5)時限性の原則 市民の組織と市は、なれ合いにならないように、目的達成のためにのみ時限的に協働し、協働事業について常に自己評価し、一定の時期に公表します。</p> <p>3 市は、協働によるまちづくりをすすめるため、協働のルールを創るとともに、市民の組織とそれぞれの守備範囲や担う領域の設定と役割分担を行います。</p> <p>4 市民の組織と市は、協働によるまちづくりをすすめるため、人材の発掘と育成及び情報の収集と提供に努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・「市民の組織」について  ⇒協働は組織と組織の概念であるため、そのように表記した。  ただし、この条例では市民に企業も含めているが、「市民の組織」とした場合に、企業が含まれているように捉えにくい。もっと適切な表現が無いかが検討を要する。</p> </div>
--	---	--

(5) 情報共有・参加・協働促進するための場

- ・コミュニティの場（再掲）
- …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
- …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
- …市民がまちづくりに参加しやすい場づくり
- ・意見を知る場、言う場を（市民パブをつくる！）

(6) 評価

**事務局**

一般的に挙げられている協働の原則とは次のようなものがあります。

- (1) 対等の原則
- (2) 自主性・自立性の尊重の原則
- (3) 目的共有の原則
- (4) 公開の原則
- (5) 時限性の原則

これらをもとに考えると、協働の定義として、  
協働とは、「社会の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたること」などと表現することが考えられます。

また、協働をすすめるしくみとして、  
「協働のルールづくり」と「それぞれの守備範囲と領域設定、役割分担」を行うことなどを明記したらどうか。  
その規定を根拠に、ルールづくりとして「協働条例」、守備範囲・・・として「組織の設置と検討」などにつなげていくイメージです。

(5) 情報共有・参加・協働促進するための場

A ①公民館を地域コミュニティの情報発信拠点とし機能を充実させる  
②公会堂は・・・←公会堂が果たす役割がまとめられればと思います。

B・本章の目的のため、市内の全ての公的施設は可能な限り市民に開放されるべきものとする。  
・市民ならびに行政、議会とは、本章の目的のため相互に様々な機会を設けることに務めるべきものとする。

(6) 評価

A 評価・検証  
・市は、市政を効率的に運営するために、外部の意見をも取り入れた評価・検証を実施し、その客観性、透明性の確保に努める

- ①評価の指標等は、市民の視点に立ったものとし、結果を分かりやすく公表する
- ②評価結果は、施策・事業等に適切に反映する、  
(具体的に掘めていないが、行政や議会の仕事ぶりの評価と協働状況の評価が考えられるが、私には協働状況の評価は非常に難しい。よってここには行政の評価ということで考える。評価というものを、評価する方もされる方も肯定的にとらえ、より良い市政運営のために必要不可欠なツールとしての認識を持てるようにしたい。また、市民が評価するために、情報提供と説明責任を果たすことは必須。評価の透明性と結果を適切に仕事に生かせる仕組みとする。)

(情報共有・協働促進のための場)

- ・総合計画では「市民が活用できる場(活動拠点、交流拠点づくり)を提供します」と書いているが、条例に書くのと総合計画に書くのでは意味合いが違うことも考える必要がある。
- ・また、いわゆる活動拠点の類は市が用意するものではないというのが一般的な認識である。
- ・既存の公共施設の活用も可能である。
- ・以上のことから、「物理的な場所」のことであれば、この条例では規定する必要がないと判断。

(評価)

- ・ここでは、行政評価とは別に「協働事業の評価」を記述したらどうか、前回の市民会議で提案したが、多くの意見が「記述不要」であるため、規定を見送り。



<p>(7)子どもの育成、子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが多様な世代との交流、未来を担う子どもたちのまちづくり参加と育成</li> <li>・子育て（・物心両面のサポート ・保育施設の充実 ・地域の資源、人、ものの活用）</li> </ul> <p>(8)人にやさしいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の充実（・料金設定 ・災害時の体制）</li> <li>・高齢者、障害者にやさしいまちづくり（福祉の充実）</li> <li>・焼津のまちを国際拠点に（例）表記は日本語以外も義務付ける（スペイン語、中国語、ポルトガル語、ハングル、英語）</li> </ul>	<p><b>事務局</b></p> <p>委員ご提案の内容は、行政の項目の「行政評価」の中へ組み込むこととし、ここでは、市民（NPO）と行政の協働評価を記述したらどうか。</p> <p>協働型社会を進展させていくには、行政の行政評価やNPOの組織や事業を評価するしくみだけでは不十分であり、行政とNPO等の協働領域における評価システムが不可欠である。</p> <p>NPO等との協働にふさわしい領域や、協働の形態に合わせた関係を明確にしていくとともに、共通の理解を深めていくための具体策として、「協働事業の事前・事後評価の実践・検証を行う」ことを規定する。</p> <p>評価は自己評価（今回は第三者評価までは踏み込まない）</p> <p>具体的な視点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者の立場を尊重した事業実施</li> <li>・事業を通して地域の自治の力が向上する</li> <li>・地域の資源として定着化し進化する</li> <li>・受益者の参加</li> </ul> <p>などを規定しておき、詳細は「協働条例」等に委ねる。</p> <p>(7)子どもの育成、子育て支援</p> <p>キーワード：安全、安心、“産みたくなる”環境、母親も外に出たい！  &lt;進行のポイント&gt;  子どもを産む・産まないは、あくまでも“親の意思”であり、親が産みたいと考える施策が必要となります。  育てる以前の問題として、「今時の女性が産みたくなる環境」を、今時の女性に尋ねるところから始めるべきではないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目指すまちの姿」として盛り込む。</li> <li>・基本理念で明記する</li> </ul> <p>・項目として存続</p> <p>・地域の有識者、元気な高齢者、定年退職者などの活躍が期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の社会的地位の確立</li> <li>・ハードの整備（保育所の充実）</li> <li>・世代間の交流を求める</li> </ul> <p>(8)人にやさしいまちづくり</p> <p>キーワード：ハード・ソフトの両輪  &lt;進行のポイント&gt;  ソフト面に関しては意識の問題が大きいため、“教育”が重要となる（確か焼津は教育宣言都市だったはず）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目指すまちの姿」として盛り込む。</li> </ul>	<p>基本理念に記述した。</p> <p>基本理念に記述した。</p>
---	---	-------------------------------------

<p>(9) 企業、産業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の役割</li> <li>・事業者は市民に自分たちの産業を理解してもらい、市民も産業をバックアップする</li> <li>・焼津のようなまちでは「事業者」の役割は大きい、焼津の特徴として大事</li> </ul> <p>(10) 『Love 焼津』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼津の資源を活かした健康づくり（海(魚)・川・山)</li> <li>・文化、歴史 焼津のいいところ探しと発見、発信（市民がいいところ探しの記者になる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念で明記する。</li> <li>・項目として存続</li> <li>・医療の充実</li> <li>・福祉の充実（日本語以外の表記、外国語・点字など）</li> <li>・焼津の街を国際拠点に</li> <li>・ハード・ソフト両面について書く</li> <li>・どんな条件が揃えば「やさしい」になるのか。際限がないような気がする。</li> <li>・行政の力には限度があるので、いかにインフォーマルサービス（近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助）を充実させるか。</li> </ul> <p>(9) 企業、産業</p> <p>キーワード：社会貢献・メリット  &lt;進行のポイント&gt;  市民（圧倒的に数が多い被雇用者）の視点から見た企業に対する意見が多いと。  企業が進出したくなる、企業が他に移りたくなる、企業がこの地域に対して貢献したくなるような切り口を募ってはどうか？</p> <p>A 事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、地域社会を構成する一員として地域社会との調和を図り、暮らしやすい豊かな地域社会の実現のために社会的責任を果たす。</li> <li>・ここに入れるのか、「市民」の ところに入れるのか検討</li> <li>・ここに、(11)の焼津ブランドを入れる</li> <li>・市民等という中に、企業・団体も含まれているが、企業という枠だけに対し明記するものがあるか要検討</li> </ul> <p>(10) 『Love 焼津』</p> <p>キーワード：LOVE、気恥ずかしさ  &lt;進行のポイント&gt;  LOVE 焼津という言葉が一人歩きする勢いとなっているので、『何故、焼津が好きなのか？』、『どうすれば、焼津が好きになるのか？』、『焼津を盛り上げるためには何が必要なのか？』といった3項目に分けて考えた方が良いのでは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目指すまちの姿」として盛り込む。</li> <li>・基本理念で明記する。</li> <li>・ここでの項目でなく目標、理念のなかに盛り込むか、もしくは、この条例の愛称、ニックネームにしたらと考える</li> </ul>	<p>(事業者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、まちづくりの主体の一員として社会的責任を自覚し、地域の環境に配慮するとともに、地域社会との調和を図り、その発展に努めます。</li> <li>2 市民及び市は、事業者が地域社会の活力となり、その力を最大限発揮できるよう支援します。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長らく疲弊している地域経済の中で、儲かっている会社も含めて地域貢献を先に求めるのは酷。儲けてまちを活性化し、納税をすることが一義的な役割と整理した方がよいか？</li> <li>・1の趣旨は、事業者が地域に貢献しろとかということではなく、事業のプロセス(調達・生産・販売等)の中で、社会的責任を果たすように、法令遵守、自然環境や資源の保全、労働者の環境や人権等に誠実・適正に取り組むことを期待したもの。利益を還元するとか、メセナのようなもの指しているわけではない。</li> <li>・2は、市民及び市が市内の産業・事業者に寄与するために、職業教育・訓練などを通じて、事業者に市内からきちんと労働力を提供するとか、市内事業者の製品等を市民が積極的に購入する等を想定している。</li> <li>・1と2を入れ替えた方がいいか。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念として共有したいが、どのように表現したらいいのか？条例に「Love 焼津」とは書きにくい。</li> </ul> </div>
--	---	---

(11)焼津ブランド

- ・地場産業を活性化して焼津ブランドを高める

(11)焼津ブランド

キーワード：魚、活かされていない  
 <進行のポイント>  
 ブランドに対するイメージが、共通認識されていない。  
 『チャンネルだから買う』といったファンが存在するレベルまで到達させるのが焼津ブランドなのか？  
 それとも、『開けっ広げで人が良い』焼津人気質や、『さかなのまち焼津』といったイメージをブランドとして捉えるのかを投げかけることで、委員も意見を出しやすくなるのでは？

- ・「目指すまちの姿」として盛り込む。
- ・産業の項目に入れる
- ・「市民等の尊重されるべきこと」の中で明記してはどうか。  
 例) 市民等は、自己の属するところでの研鑽を積むとともに、異なる分野との交流を活発に行うよう努めること。

(12)平和の発信

- ・第五福竜丸、第三の被爆のまちとして、世界に平和を訴えていく

(12)平和の発信

キーワード：第5福竜丸、大切、知らない  
 <進行のポイント>  
 焼津として、どこまでやらなければならないか（義務感的考え）といった部分を、改めて考える必要があるのでは？  
 平和の発信が、焼津の魅力（住みたくなる、行きたくなる）を高めることに繋げなければならないので、その考え方を深める。

- ・「目指すまちの姿」として盛り込む。
- ・基本理念で明記する。
- ・焼津市特有のもので、他に無いものであるため存続

(13)幸福度を高めるまちづくり

- ・幸福度・満足度が高いまち

(13)幸福度を高めるまちづくり

キーワード：幸せとは何か？項目出しの必要があるか？  
 <進行のポイント>  
 「顧客満足度」、「社員満足度」的な指標を設けなければ、幸福度を“高める”まちづくりは困難であるので、何をもちて幸福度とするかの定義付けを行うことから始めてはどうか？  
 ブータンの視察旅行も、是非参加したいです。

- ・目的に含ませて、ここでは、除く
- ・基本理念で明記する。

・基本理念として記述した。  
 ・もう少し書いてもいいという意見もあると思うが、「しくみ」としては書きにくい。

基本理念に記述した。

(14) 広域的なまちづくり

- ・広域的な視点からまちづくりを進めることで、効率化、交流人口の増加などの効果を連携先と共有する。

(15) その他、焼津の独自性を高めるような項目や内容

- ・歌でまちを明るくする
- ・排除とかネガティブな発想では、もう発展はない
- ・同じ住民でも、自然人と企業の間で、溝ができる。この間でもっと話し合ったり知恵を出し合うしくみが必要・焼津の特色や独自性をどのように盛り込むか

(14) 広域的なまちづくり

キーワード：志太地域、志太・榛原地域、将来

<進行のポイント>

適切な行政区の大きさはどの位であるのか？

適切な施設の規模はどの位であるのか？

行政区の大きさ、サービス水準、行政区域内人口、文化・言語的つながりなど、優先順位を何処に置いたまちづくりをすればよいかを考えてみることで、広域的なまちづくりの方向性が見えてくるのでは？

・広域的なまちづくり（「国や他の自治体との関係」とするか）

A 市は、広域的な課題の解決のために、近隣の自治体と連携及び協力をし、効率的・効果的な市政運営をする又、市政運営において先見性、創造性を高めるために、交流や連携を図る

B 従来は、「国土の均衡ある発展」を旨としてきたが、現在は、地域の気候、風土、住民に見合った個性と多様性へと移行して来ている。地域や住民の需要が高度化、複雑化して来ており、「多様性、開放性、広域性」が、「地域経営力」を如何に高めるかが課題となっている。

- ① 行政効率化や財政面での節減効果の要請
- ② 各基礎自治体が単独で対応することが、困難な行政施策が増加している
- ③ 交通や通信の発達により、生活圏域が急速に拡大している

I 土地利用、環境保護、環境改善、(ごみ処理、リサイクル、下水、消防)等、行政需要は広域の複数自治体で共同処理する

II ハード、ソフトを含めたまちづくりそのものの共同化を必要としている

つまり、政策連携やまちづくりの展開や共同化、ボーダーレス化が望まれている。

以上のことから、広域的行政を推進させて、新しい地方自治制度、いわゆる、道州制等の到来に備えて行くことが、今を生きる私たちの責務と考えます。

C 「志太」に限定した表現はせず、「志太を含む」などの表現にする。

- ・近隣自治体と相互の連携し協力する。約束しておく。
- ・相乗効果をうめる関係の構築
- ・志太を活かす
- ・交流、タッグを組む、より一層の活性化
- ・広域でなにかを行う場合は、市及び行政との話し合いの場を設ける

(15) その他、焼津の独自性を高めるような項目や内容

改めて見直すと、頂戴した意見の殆どは、他の項目に振り分けることが可能だと思います。

(他の自治体等との連携)

1 市は、広域的な課題の解決を図るため、または、お互いのまちの自治力を高めるため、他の自治体と連携及び協力をします。そのために交流をすすめます。

・上記の内容であれば「しくみ」ではなく「市政運営」の項目で規定すべきだと考える。

・単に効率のみを追求した連携、コスト比較だけの連携でなく、質の確保を前提に考えている。そのうえで、広域で取り組まなければ解決しない課題、広域で取り組んだ方が成果が高まる課題、広域で取り組むことでそれぞれの地域の自治力が高まるものなどについて、広域連携していくことを規定している。

<p><b>6 条例を活かすための仕組み</b></p> <p>(1) 条例の実効性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりは時間がかかる。まちの方向はみんなで創っていくものなので「活かすためのしくみ」を盛り込む</li> <li>・(行政) この条例の運用について、基本的考え方・しくみ</li> <li>・(議会) 自治基本条例が順守されるように、評価委員会を設置する。条例を守り、議会の運営を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、専門学校を誘致する</li> <li>・市域面積が狭隘につき、都市計画法の線引きについて、時代変化に即した見直しを実施し、人の定住化をはかる</li> <li>・水産都市であることや学校の設立を条例に反映させるにはどうしたらよいかの検討が必要。</li> <li>・環境に配慮したまちは、人にやさしいまちづくりと合わせて基本理念に明記する。</li> <li>・自治会への参加などについては、どこかに明記するのか。</li> <li>・特別設備を備えた水族館の建設でオーナーは市民</li> <li>・大学の創設</li> <li>・水産都市化の促進</li> <li>・今ある良い所を活かす</li> <li>・エコタウン建設「環境に配慮したまち」</li> <li>・魚がしシャツを市役所を通じて格安に販売する</li> <li>・広く社会に貢献し、愛される焼津</li> <li>・「津波の時には？」の問いに、全市民が即座に避難場所を応えられる体制づくり</li> <li>・水産高校の存続と、有効性を発信する</li> <li>・市街化区域の見直し</li> <li>・市内内陸方面に大規模宅地造成の計画</li> <li>・人口流出を防ぐ方策</li> </ul> <p><b>6 条例を活かすための仕組み</b></p> <p>(1) 条例の実効性の確保</p> <p>キーワード：評価委員会、見直し  &lt;進行のポイント&gt;  多くの意見が、後述の“条例の見直し”に触れていることで、「作りっ放しにしない＝実効性の確保」と捉えているように思える。  実効性の確保という見地からみると、当然「罰則規定(ムチ)」、「優遇措置(アメ)」に関する論点を避けて通るわけにはいけないので、この部分を切り口にした進行が良いのでは？</p> <p>A・「目指すまちの姿」の実現のためのまちづくりに関する施策や制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、運用されているかどうか確認するための委員会等(「自治基本条例推進委員会」?)を設置する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 条例案の段階で、多くの市民を巻き込む。方法としてはPI活動の時と同様自治会への説明、市民活動団体への説明、事業者等への説明を行う。その過程を通して、まずはより多くの人に条例を知って頂く。</li> <li>② 各条文ごとに解説をつける</li> <li>③ 子どもたちにわかりやすい「副読本」をつくり、学校で活用して頂く。</li> </ol> <p>B①即効性が顕著に現れるものではないので、評価委員会を組織し、進捗状況を市民、行政、議会で共有する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>②副読本を作成し、条文に表現できない部分の説明、解説を判り易い</li> </ol>	<p><b>第8 条例を活かすためのしくみ</b></p> <p>(条例の実効性の確保)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発のための説明会及び市の職員研修を実施します。</li> <li>2 市長は、この条例の運用状況を取りまとめ、毎年1回は、市民に対して説明します。</li> <li>3 市長は、この条例の推進を図るため、推進委員会を設置します。</li> </ol>
--	---	--

<p>(2) 条例の見直し</p> <p>・この条例を活かし続けるための見直しの考え方、仕組みについて盛り込む。</p>	<p>ものにする</p> <p>C・モデル地区を持ち回りして、自治基本条例に沿った活動をしてもらうことが、周知に繋がる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副読本を作る。</li> <li>・親しみを持ってもらう、興味のない人に目を向けてもらう、とにかく知ってもらう。</li> <li>・条例の位置づけを明確にする。</li> <li>・副読本を作る。</li> <li>・何年かに1度の振り返り</li> </ul> <p>(2) 条例の見直し</p> <p>キーワード：評価委員会、定期見直し</p> <p>&lt;進行のポイント&gt;</p> <p>条例見直しの必要性は、期間の長短を除き、全員の総意だと思いますので、「見直しを行いましょ！」決議の後、ここはさらりと流して良いと思います。</p> <p>A・条例の見直しに当たっては、「委員会」と情報の共有を図る等必要な手続きのもと実施する</p> <p>B・評価委員会が、必要を認めたととき、組織を設置し見直す</p> <p>C・条例の実効性を計るものさし（委員会など）で原則3年に1度の見直しと適宜必要に応じて見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直す際には、広く市民の声を聴く。</li> <li>・適時、定期的。毎年。問題が発生した時。3年に1度。5年に1度の見直し</li> <li>・評価委員会を開く。</li> </ul> <p>(3) 条例の位置づけ</p> <p>① 行政及び議会は、自治は運営にかかわる基本方針等を他の条例、規則等の制定、改廃、運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、この条例との整合性を図る</p> <p>② 市民、議員、市長、職員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い自治運営を担っていく</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>1 市長は、この条例について、4年毎又は必要な時に随時、推進委員会ほか広く市民の意見を聞いて見直しを行います。</p> <div data-bbox="1947 743 2769 974" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期見直しの時期は、市長の任期である4年毎を規定し、市長の任期中に必ず1回は見直しを行うものと考えました。</li> <li>・ただし、4年毎の定期的見直しは、市長の意思で見直しができることを想定しているという誤ったメッセージになるとの意見もある。</li> <li>・見直しの方法については、この条例の中に記述するか、別に定めるかも含めて、具体的なものを検討する必要があると考えます。</li> </ul> </div> <p>(この条例の位置づけ)</p> <p>1 市民、議会、市は、この条例を焼津市の自治を進める基礎として位置づけ、積極的に活用し、それぞれの役割を果たしていきます。</p> <p>2 市は、市のきまり〔条例、規則など〕や計画をつくり、運用する時は、この条例できめられている内容を最大限に尊重します</p> <div data-bbox="1947 1598 2769 1797" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治体の憲法」という言う方をすることがあるが、体系的に頂点に立つというより、ベースにあるものと考えられる。</li> <li>・「ピラミッド」の一番下というイメージではなく、建物基礎もしくは1階というイメージ。</li> <li>・「基礎」というより「基盤」の方がわかりやすいか。</li> </ul> </div>
--	---	--

**7 条例の名称・愛称について**

「焼津市自治基本条例」で良いか？

- ・焼津“ええとこ”市民でウォッチ！基本条例
- ・オール焼津自治基本条例（ラブ）（やいづ）
- ・ふるさとやいづ条例
- ・みんなでやらざあ～条例
- ・パワーUP！やいづ条例
- ・やいづ未来条例
- ・LOVE 焼津まちづくり条例
- ・市民条例 など

**8 その他の意見（全体的なこと、現在の項目にないこと、など）**

**8 その他の意見（全体的なこと、現在の項目にないこと、など）**

・5（15）同様、改めて見直すと、頂戴した意見の殆どは、他の項目に振り分けることが可能だと思います。

・誰が見てもわかりやすく納得できる条例でありたい  
案の状態、より多くの人たちに関わって頂く手段を講じる必要がある

・環境関係がない  
環境関係と同様、男女共同参画に関しても「目指すまちの姿」に表現する

・一時的なもので終わってしまいそう。いろいろな場所で色々なタイミングで、目に触れ、耳に入るようにして、全市民に浸透させること。又、全市民が街づくりの担い手であることを自覚させ、風化させない体制づくりを作り上げること（実効性の確保に反映の要あり）

・全体に見て、行政に関する項目が多い(充実している)気がする。そうすると、やはり行政が作ったから多いのかなという気がする。作業部会の橋本さん、吉川さんから提言を生かしてまとめる。

・用語の定義  
市民・市民等、市長・市長等(市長、職員のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、その他の委員会?) 職員、参加、協働、まちづくり等

・目次の検討

・文言の整理（「である」調か 「です、ます」調か）